

「松阪市の入札制度」に関する

アンケート調査結果（令和4年9月）

調査期間：令和4年8月

調査対象：建設部会員 70件

その他部会員 3件

※制度改正後（令和3年4月～令和4年7月29日）
松阪市の入札にて落札実績のある事業所

回答数：39件（ネット14件）

松阪商工会議所建設部会

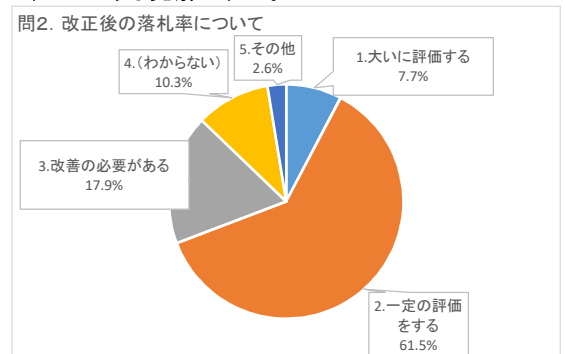
松阪市の入札制度に関するアンケート調査結果

問1. 令和3年4月以降、貴社の落札した松阪市発注の工事、業務委託について、主だったものを一つ選ぶとすれば、下記のどれに当てはまりますか

1. 土木一式工事	14	35.9%
2. 建築一式工事	7	17.9%
3. 電気・設備工事	6	15.4%
4. 塗装・防水工事	2	5.1%
5. 上下水道工事	4	10.3%
6. 造園工事	1	2.6%
7. 測量・コンサル 業務委託	3	7.7%
8. 建築士事務所 業務委託	2	5.1%
合計	39	件

問2. 改正後の令和3年度とその前年度を比較し、最低制限価格を用いた入札案件において、工事で2.7%、業務委託で6.0%落札率が上昇したと公表されています。改正後の落札率について、どのような見解ですか。

1. 大いに評価する	3	7.7%
2. 一定の評価をする	24	61.5%
3. 改善の必要がある	7	17.9%
4. 現在のところ、評価できない(わからない)	4	10.3%
5. その他	1	2.6%
合計	39	件

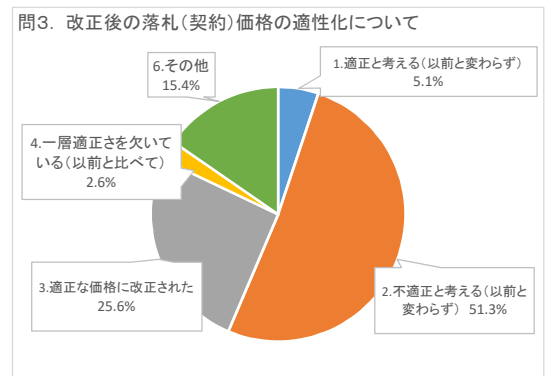


※その他意見

・設計価格1億円以上の工事は78%前後の落札率であり、それも考慮した公表でないと評価できない。

問3. 制度改正後の落札(契約)価格の適性化についてお聞かせください。

1. 改正以前と変わらず、適正 と考える	2	5.1%
2. 改正以前と変わらず、不適正 と考える	20	51.3%
3. 適正な価格に改正されたと考える	10	25.6%
4. 制度改正以前と比較して、一層、適正さを欠いていると考える	1	2.6%
5. 制度改正以前との比較や工事施工、委託業務完了前のため、わからない	0	0.0%
6. その他	6	15.4%
合計	39	件



※その他意見

・1億円以上の工事についての落札率について改善すべきである。

・改定以前とは少し変わったがもう少し改定できないか？

・土木一式低入札案件の落札率は79.61%と非常に低調である。一定の上昇はあったものの、これでは採算性に乏しく安定な企業活動に繋がらないと考える。※県発注同規模工事は落札率92～93%前後

・多くの市の最低基準価格が(県価格)85%(実質83.5%)がなっているのに何故80%(国交省価格)止まりなのか？100%が基準価格と思います。[測量・コンサル]

問4. 問3にて、回答2(不適正)・4(適正さを欠いている)を選択された場合、理由や意見をお聞かせください。
(複数回答可)

1. 自社の落札案件が、現在の落札率では落札(契約)価格の適正さにつながらないため	7
2. 資材価格の高騰や供給不足の影響を価格に転嫁していないため	12
3. 燃料費高騰の影響を価格に転嫁していないため	8
4. 人材不足の影響や労働者確保、または適正な業務時間への対策を価格に転嫁していないため	8
5. その他	1
合計	36 件

※その他意見

・積算ミスが多く、契約後に発覚しても変更契約してもらえない時がある。

問5. 問4にて、回答2・3を選択された場合、主だった具体例をお聞かせください。(制度改正前の令和2年度と現在にて比較)

1. 高騰した資材(経費)の具体名、仕入(経費)負担増

高騰した資材の具体名	仕入負担増
アスファルト合材	1tあたり4000円程度
鉄筋	10%増
アスファルト乳剤	
鋼材、シリコン、ガルバリウム鋼板等	
木材関係	100%増
ケーブル	30%増
電気工事部材	20%増
コンパネ	50%増
塗料	10%増
管材料、再生密粒度アスコン、水道管類	20%増
エンピ管類	100%増

2. 高騰した燃料の具体名、仕入負担増

高騰した燃料の具体名	経費負担増
ガソリン、軽油	15%増

問6. 工事で87.6%、業務委託で81.9%の令和3年度平均落札率(最低制限価格の設定分)に対して、少なくとも何%であれば、競争性のある適正価格になると考えますか。

1. 現状で充分と考える	7
2. 工事	17
3. 業務委託	3
4. わからない	12
合計	39 件

2. 工事

- 100% 1件(上下水道)
- 92~93% 6件(土木1、建築3、上下水道2)
- 90% 9件(土木7、電気工事1、上下水道1)
- 85% 1件(電気工事)

3. 業務委託

- 90% 2件(建築士事務所2)
- 85% 1件(測量・コンサル1)

問7. その他、松阪市の入札制度についてのご意見をお聞かせください。

1. 土木一式工事

- ・1億円以下の工事は改善されたが、1億円以上の工事についても落札率を90%をめどに制度改正していただきたい。
- ・本来は三重県発注の工事よりも地元松阪市発注の工事に参加したいが、三重県に比べ落札率が約5%程度低くなっている為、中々参加できない現状があります。また総合評価案件が実施され始めてきたことに関しては大いに期待出来ますが、結局は低入札案件のみとなっており、提案文等の作成労力に見合わない為参加すらしていません。三重県では低入札案件がほとんどの市町村で廃止されています。松阪市がいつまで低入札案件を続けるのか、ほとんどの市町村が低入札を廃止していることをどのように考えているのか教えて頂きたいです。
- ・工事費積算資料と実際の契約書と内容が違う案件があるのは問題だと思う。
- ・同じ工種であっても、担当者によって設計単価にバラツキがあるのはおかしい。
- ・他社の入札に対する質問および回答が確認できないのは不公平だと思う。
- ・担当者によって質問に対する回答がFAXではなく、口頭で回答するのは問題だと思う。
- ・担当者が決められた積算基準を守っていないは問題だと思う。
- ・工期設定に余裕がなく、年度末に間に合わない設定での発注があるので改善してほしい。
- ・積算に違算があったとしても安易に発注を取りやめにせず、契約後に変更協議を行うなどもっと柔軟に対応することは可能ではと思う。発注の取りやめが多すぎると、入札制度そのものが成り立たなくなると思う。
- ・ランダム係数をかけるのではなく、基準価格を正しく算出した参加者が落札候補者になる方が分かりやすく、違算も返って少なくなるのではと思う。
- ・低入札の最低制限価格を上げる。
- ・低入札で落札した時の担当技術者を1名専任で配置する事を廃止する。
- ・公告後入札取止めとなる案件が多すぎる
- ・準市内業者の入札案件への参加が目立つが、準市内業者を入札に参加させる意義が分からない。(一般工種なら市内業者だけで十分)
- ・質疑回答は入札(契約)条件を左右するものであるから公表すべきである
- ・低入札方式の内訳調査基準の設定意図が不明。金額の妥当性が本当に確認できているとは思えない。
- ・品確法の観点からも低入札での落札決定はより厳重に制限すべきである

2. 建築一式工事

- ・工事別(建築・土木・電気等)落札できていない参加者(市内業者で、ある程度の点数以上の会社)を集めた入札も必要
- ・発注から入札までの期間をもう少し長くしてほしい。
- ・国土交通省が令和4年3月に、基準価格(中央公契連モデル)の改正を行ったが、それに伴い、三重県もいち早く算定式を見直し、全国平均落札率92~93%に引き上げを行った。各官庁では、基準価格での入札競争が主であり、低入札価格対象工事は適用外である。松阪市では、未だに低入札価格競争を採用し、事前に低入札価格契約事前調書に、締結・辞退、を選択するに留まり、詳細書類の提出は求められていない為、受注が可能となる。また、基準価格勝負ではなく、ランダム係数を用いることにより、明らかに歩切と思われる価格決定にも問題がある。5者未満の入札は、失格基準価格を予定価格の80%に設定されるため、応札価格が設計価格の82~83%(建築工事)あたりに留まり、各官庁との開きが10%以上となっているのが現状である。また、見積期間に関しても、各官庁同様、概ね3週間以上を必要としたい。国土交通省が統一化を図る中、適正な利潤を確保できるよう、予定価格を適正に設置する事や、ダンピング対策の強化、建設業の担い手育成及び確保、歩切れの根絶、働き方改革など品確法を遵守願いたい。
- ・最低制限価格の基準価格算出式を、令和4年3月に改正の中央公契連モデル同様に改正及びランダム係数を廃止して最低制限価格率制としていただきたい。

3. 電気・設備工事

- ・指名競争入札においても最低制限価格の設定をしてほしい。
- ・手持ちの工事件数制限について(管工事2件)監理技術者及び主任技術者の在籍人数(担当可能)に応じて改正すべきである。(2件→4件程度に)

4. 塗装・防水工事

なし

5. 上下水道工事

- ・低入札制度の目的で、適正な競争性の確保及び「工事の品質確保等」を図るためとなっているが、総合評価方式においては、失格基準等が設けられている為、総合評価値の意味がなくなり、結果金額が最も安く(積算基準範囲内)評価値の高い業者が落札できないという、適正な品質確保がなされていない。
- ・特定建設業ではないと、入札に参加できない工事が多いように思います。
- ・上下水道発注に於いて800点以上の発注案件が多く750点前後の工事も増やしてほしい

6. 造園工事

なし

7. 測量・コンサル 業務委託

- ・入札公告から入札締切までの期間が短い為、余裕をもった技術者の配置計画ができるよう改善をお願いします。
- ・委託業務→標準歩掛によって積算価格が設定されます。しかし何故最低価格を80%にしなければならないのか？公共事業＝標準歩掛＝標準価格と思います。100%で落札しても税金の無駄使いとは言えません。

8. 建築士事務所 業務委託

- ・少しずつ、入札制度は改善していただいていると思います。最低制限価格の設定が意味不明です。(根拠不明)意味不明なのであれば90%以上にしても問題は無いと思います。業界が生き残れるように考えて下さい。